福岡市スタートアップ海外展開支援補助金交付要綱

（通則）

第1条　福岡市スタートアップ海外展開支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条　この補助金は、世界で通用しうる技術やサービス、プロダクト等を有するスタートアップに対し、海外展開に要する経費等を助成することで、福岡発のグローバルスタートアップを輩出することを目的とする。

（補助対象者）

第3条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 創業概ね10年以内の企業であること。

(2) 本社を福岡市内に置き、将来に渡って福岡市内で事業継続する意思を有すること。

(3) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

(4) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員若しくは同条例第６条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助対象外とする。なお、大企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社をいう。

(1) 発行済株式の総数の過半数を同一の大企業が所有している者

(2) 発行済株式の総数の３分の２以上を大企業が所有している者

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の過半数を占めている者

（補助対象事業）

第4条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、先進性、市場性、成長性等に優れた技術やサービス、プロダクト等の海外展開を目指す事業とする。

（補助対象経費）

第5条　補助金の区分及び交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第１に掲げるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、食糧費等は、補助対象経費から除外するものとする。

（補助金の額）

第6条　補助金の額は、別表第２に定める額とし、市の予算の範囲内で市長が適当と認めた額とする。

（補助対象期間）

第7条　補助対象期間は、交付決定により定めた日から当該年度の３月31日までとする。

（交付申請）

第8条　補助金の交付を受けようとする者は、市長に対し、市長が定める期日までに、次に掲げる書類を添えて、補助金の交付の申請を行わなければならない。

(1) 交付申請書（様式第1号）
(2) 補助対象事業収支予算書（様式第2号）
(3) 事業計画書
(4) 役員名簿
(5) 履歴事項全部証明書
(6) 定款、規約等
(7) その他市長が必要と認める書類

（評価委員会）

第9条　市長は、事業計画の評価を適正に行うため、評価委員会を設置することができる。

2　評価委員会は、支援機関の職員その他の専門家により構成する。

3　評価委員会は、事業計画について第2条の目的に適合するかの観点から評価し、その意見を市長に報告するものとする。

（交付決定）

第10条　市長は、評価委員会の意見を踏まえ、補助金を交付すべきと決定したときは、すみやかにその決定の内容およびこれに付した条件を交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

2　市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3　市長は、補助金を交付することが不適当と決定したときは、すみやかにその決定の内容を不交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（決定の変更）

第11条　前条第 1 項に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該決定に係る事業（以下「決定事業」という。）を変更しようとするときは、変更交付申請書（様式第 5 号）により市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2　市長は、前項の規定による申請が承認すべきものと認めたときは、交付決定者に変更交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告）

第12条　交付決定者は決定事業の完了後、市長に対し、次に掲げる書類を添えて、決定事業の実績報告をしなければならない。

(1) 実績報告書（様式第7号）
(2) 補助対象経費収支決算書（様式第8号）
(3) 補助対象経費の支払い実績がわかる書類
(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2　前項の報告は、決定を受けた日の属する年度の 3 月31日までに行わなければならない。

3 前項の規定に関わらず、決定事業が完了したときは、完了した日から起算して 1 月以内に第 1 項の報告を行わなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、実績報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第 9 号）により交付決定者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第14条 市長は、決定事業が補助対象事業に適合しないと認めるときは、是正その他必要な措置をとるよう、交付決定者に指導することができる。

（交付時期）

第15条 市長は、第13条の規定による通知を行った後に補助金を交付するものとする。ただし、交付決定者から概算払願い（様式第10号）および補助対象事業収支予算計画書（様式11号）が提出され、補助対象事業の完了前に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額について、返還を命じるものとする。

（暴力団の排除）

第16条 市長は、暴排条例第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請を行う認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助金の申請を行う者に対し役員の氏名、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（決定の取消し）

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 決定事業を取り止めたとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な行為を行ったと認められるとき。

(3) 第 3 条及び第 4 条に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。

(4) 第16条第 2 項各号のいずれかに該当したとき。

(5) 前 4 号に掲げるもののほか、補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令、条例及び規則に基づく市長の処分又は命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を交付決定取消通知書（様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の取消しに係る額の返還を命じるものとする。

（立入検査等）

第19条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象者に報告させ又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（状況報告）

第20条 市長は、交付決定者に対し、決定事業の進捗状況等について補助金交付決定を受けた当該年度から5年間は報告を求めることができる。

（規定外の事項）

第21条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年5月2日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

（経過措置）

3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

別表第1

補助区分	詳細
A:高度人材 海外展開を強力に推進可能な英語等の言語力、ビジネス経験等を有する人材の雇用に要する経費	・直接人件費 ・人材紹介手数料 ・その他、高度人材の雇用に要する経費
B:海外拠点 海外展開の拠点となる事務所・店舗等の確保に要する経費	・賃料 ・初期費用 ・その他、海外拠点の確保に要する経費
C:海外イベント出展 海外での販路開拓、資金調達、連携パートナー獲得等を目指すイベント出展に要する経費	・ブース小間料、デザイン料、設備リース料 ・参加パス、交通費、宿泊費 ・その他、海外イベント出展に要する経費

別表第2

補助区分	補助金の額	上限額
A:高度人材	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	500 万円
B:海外拠点	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	120 万円
C:海外イベント出展	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	40 万円